

第Ⅲ部

復旧・復興の状況等(概要)

1章	市民生活の安定、支援	67
第1節	住宅の確保、再建支援	67
第2節	福祉・保健・医療の充実	69
第3節	防災の体制づくり	71
2章	安全で安心できるまちづくり	73
第1節	都市の防災機能の強化	73
第2節	災害に強い建築物等の整備、誘導	73
3章	産業の振興	75
第1節	地域産業の再生・復興	75
第2節	新しい産業活力づくり	76
4章	魅力ある地域社会の創出	77
第1節	支え合う地域コミュニティの形成	77
第2節	教育活動の充実	77
第3節	文化・スポーツの振興	78
第4節	コミュニケーション環境づくり	79
5章	環境と調和した、美しいまちづくり	80
第1節	環境との共生	80
第2節	うるおいのある都市景観の形成	80
6章	市街地の復興	81
第1節	市街地の面的復興整備	81
第2節	道路交通のネットワーク化等	86
第3節	港湾の整備	88
第4節	水と緑のまちづくり	88
第5節	河川・下水道	90
第6節	水道	90
7章	行財政運営等	91
第1節	行財政改善等の取り組み	91
第2節	国、県への要望	93

※詳細については資料集をご参照下さい。

1章

市民生活の安定、支援

第1節 住宅の確保、再建支援

1. 災害公営住宅等の確保

住宅種別	供給戸数	計画戸数
災害公営住宅	1,873	2,500
再開発系住宅	714	600
災害準公営住宅 (特定優良賃貸住宅)	484	1,300
公団・公社住宅	1,391	2,000
公的住宅 合計	2,281	4,400
	7,522	10,800



西宮浜復興住宅

2. 個人住宅の再建支援

(1) 融資・貸付関係

住宅金融公庫災害復興住宅融資及びひょうご県民住宅復興ローンのほか、西宮市の独自の支援策として次のようなものを行った。

- a. 西宮市個人住宅資金融資あっせん特例制度
申込期間 平成7年3月15日～平成14年3月31日
実行件数 4,123件
- b. 西宮市住宅整備資金融資あっせん特例制度
申込期間 平成7年3月15日～平成14年3月31日
実行件数 798件
- c. 住宅資金等貸付
申込期間 平成7年10月1日～平成10年3月31日
実行件数 54件
- d. 西宮市高齢者住宅再建支援制度
申込期間 平成9年5月12日～平成14年3月31日
実行件数 1,765件

(2) 利子補給関係

住宅の再建・修理を行った被災者に対し、阪神・淡路大震災復興基金による借入れ金の利子補給を行った。

a. 被災者住宅再建購入支援事業補助（県市単独住宅融資利子補給）

申込期間 平成7年7月1日～平成14年3月31日

b. 大規模住宅修理利子補給

申込期間 平成8年10月1日～平成12年3月31日

c. 住宅債務償還特別対策助成事業（二重ローン対策事業）

申込期間 平成7年12月1日～平成14年3月31日

d. 高齢者特別融資利子補給

申込期間 平成9年2月1日～平成14年3月31日

e. 高齢者住宅再建支援事業

申込期間 平成10年2月1日～平成14年3月31日

3. マンションの建替支援（複数権利者による協調・共同建替の推進）

(1) 合意形成・設計関係

阪神・淡路大震災復興基金によるアドバイザーやコンサルタントの派遣 30団体

震災復興型総合設計制度適用 12件

(2) 事業補助関係

優良建築物等整備事業等により設計費や共同施設整備費等に要する費用の一部 27団体に補助

(3) 利子補給関係

a. 被災マンション建替支援利子補給制度

申込期間 平成7年7月1日～平成14年3月31日

b. 被災マンション共用部分補修支援利子補給制度

申込期間 平成7年12月1日～平成12年3月31日

4. 賃貸住宅の建設促進と入居支援

(1) 融資関係

a. 住宅金融公庫災害復興住宅融資

申込期間 平成7年5月1日～平成14年3月31日

(2) 利子補給関係

a. 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給制度

申込期間 平成7年11月1日～平成12年3月31日

b. 民間賃貸住宅資金融資利子補給及び家賃助成制度（西宮市）

申込期間 平成7年10月1日～平成10年3月31日

(3) 家賃軽減関係

a. 民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（H11まで月額3万円、H12は2万円、H13から1万円）

申込期間 平成8年10月1日～平成12年3月31日

b. 民間賃貸住宅資金融資利子補給及び家賃助成制度（西宮市）

申込期間 平成7年10月1日～平成10年3月31日

5. 学生用居住施設の復旧支援

(1) 融資・貸付関係

a. 住宅金融公庫災害復興住宅融資

申込期間 平成7年7月1日～平成14年3月31日

b. 西宮市被災学生用住宅再建支援融資斡旋制度

申込期間 平成7年7月1日～平成14年3月31日

6. 開発指導要綱等の緩和

(1) 開発指導要綱の緩和

- a. 公営住宅並びに住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）が行う住宅建築及び兵庫県住宅供給公社が行う住宅の建築については適用除外。
- b. 開発整備協力金及び集合住宅の建築戸数規制を廃止。
- c. 公園・緑地の整備基準についても公園提供を必要とする面積基準を引き上げ。
など見直しを行った。

(2) 小規模住宅等指導要綱の緩和

- a. 集合住宅及び長屋住宅に係る建築戸数制限を廃止。
現在は、新たに「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」（平成12年4月1日施行）を制定し、これらの要綱は一本化されている。

7. 文教住宅都市復興住宅メッセの開催

兵庫県西宮総合住宅相談所と協力し、住まいづくりからまちづくりまでの総合的な住宅情報拠点として、西宮北口駅近傍に西宮・復興住宅メッセを開催
来場者…2,928組（月平均104組）

8. 住民参加の住まいづくり・まちづくりの推進

まちづくり支援による震災後の地区計画の策定	18地区
西宮市「まちづくり助成要綱」によるコンサル派遣	9団体
復興基金「復興まちづくり支援事業」によるアドバイザー派遣	26団体
復興基金「復興まちづくり支援事業」によるコンサルタント派遣	37団体

9. 新市街地における住宅供給の促進

西宮浜地区 平成7年～18年
住宅（公的住宅 1,804戸、民間住宅 1,258戸）
入居開始平成10年3月

10. 高齢化に対応した住宅の整備

災害公営住宅等は、市営・県営などあわせて3,366戸すべてを、バリアフリー化。
市営住宅168戸、県営住宅128戸については、福祉部門と連携したシルバーハウジングとして、安否確認システム、ライフサポートアドバイザーを配置。

第2節 福祉・保健・医療の充実

1. 地域福祉活動の推進

- (1) 震災後の重度障害者・高齢者の生活状況調査（実施期間 平成7年3月1日～15日）
- (2) 地域型応急仮設住宅への介護員等の派遣事業（平成10年7月10日事業終了）
- (3) ふれあいセンターの設置（12ヶ所、平成11年3月15日閉所）
- (4) 民生委員・児童委員の増員と活動促進
- (5) 生活復興相談員事業（平成9年11月訪問活動開始）
- (6) 高齢者世話付き住宅における生活援助員派遣事業
- (7) 高齢者等配食サービス事業の実施（4地区をモデル地区として実施）

2. 在宅福祉サービスの充実

- (1) ホームヘルプサービスやショートステイ、デイサービスの3本柱を中心とした在宅福祉サービスの拡充・強化
- (2) デイサービスセンター等の整備（高須・今津南・芦原）

3. 特別養護老人ホーム等の整備

- (1) 老人保健施設整備事業 (平成6年～8年)
- (2) 特別養護老人ホームにしのみや聖徳園等建設補助事業 (平成8年10月開所)
- (3) 特別養護老人ホーム西宮恵泉等建設補助事業 (平成10年4月開所)
- (4) 特別養護老人ホームにしのみや苑等建設補助事業 (平成11年3月開所)
- (5) 特別養護老人ホーム名塩さくら苑等建設補助事業 (平成12年3月開所)
- (6) 特別養護老人ホームシルバークースト甲子園等建設補助 (平成13年4月開所)

4. メンタルケアの実施

- (1) 平成7年6月 ころのケアセンターを西宮保健所に仮開設
- (2) 平成7年9月 戸崎町に移転開設
- (3) 県事業「西宮ころのケアセンター」は平成12年3月31日をもって終結
- (4) 本市が西宮ころのケアセンターを継承し、ころのケア相談を実施している。
- (5) 平成7年度から平成15年度の相談件数 1,537件

5. 健康の保持・増進

- (1) 救護所（104ヶ所）及び仮設診療所の設置
- (2) 西宮市応急診療所の移転拡充（平成8年10月診療開始）
- (3) 応急仮設住宅入居者等の健康・生活支援
 - a. 西宮ふれあいネットワーク会議の設置
 - b. 被災にかかる家庭訪問・健康相談・健康教育活動
 - ① ふれあいセンター健康相談（2010件）
 - ② 公営住宅等への医療相談・健康相談（1154件）
 - ③ 健康アドバイザーの訪問活動（13,946件）
 - c. 被災者のための健診事業等
 - ① 応急仮設住宅及び避難所への巡回訪問（36,486件）

6. 災害時の救急医療体制の強化

- (1) 平成8年1月 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定の締結
- (2) 市消防局との専用電話回線の設置
- (3) 市立中央病院において中圧ガスを低圧ガスに変換するガス圧変換装置を設置

7. 保健センターの整備

- (1) 平成12年4月1日 西宮市保健所の開設
- (2) 平成13年度 北口保健福祉センターの開設（「ACTA西宮」内）

第3節 防災の体制づくり

1. 地域防災計画を見直し、地域防災体制の確立

- (1) 地域防災計画（地震災害対策編、風水害等対策編）（以上、平成7年度）
- (2) 地域防災計画（海上災害対策編）（平成11年度）
- (3) 地域防災計画（原子力災害対策編）（平成15年度）
- (4) 職員行動マニュアルの作成

2. 他市等と連携した広域的な防災体制の確立

- (1) 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（阪神7市1町）
- (2) 災害時における相互応援協定（阪神7市1町）
- (3) 緊急時における生活物資の確保に関する協定
- (4) 消防協力隊の災害応急活動に関する協定
- (5) 災害時における放送要請に関する協定
- (6) 災害情報等に関する放送の実施に関する協定書
- (7) 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定
- (8) 緊急時における仮設トイレの確保に関する協定

3. 衛星通信システムの充実

- (1) 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

4. 防災通信の整備

- (1) 気象情報システム（MICOS）
- (2) 新河川流域総合情報システム（FRICS）
- (3) 自衛隊や救急医療病院などとの間に専用電話回線（防災ホットライン）の設置

5. 観測体制の強化

気象庁の計測震度計（宮前町＝浜脇中学校に設置）に加え、北部地域の震度を計測するため、平成8年度に北消防署（名塩新町）に計測震度計を設置し、観測体制を強化した。

6. 震災記録の作成

- (1) 1995.1.17阪神・淡路大震災 西宮の記録（平成8年11月刊行）
- (2) 復興3ヵ年西宮の記録 ここまで来た復興（平成10年12月刊行）
- (3) 阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括（平成13年4月刊行）
- (4) グラフ誌・ビデオ作成

7. 防災訓練の実施

- (1) 総合防災訓練（毎年）
- (2) 防災講演会（毎年）
- (3) 「わがまちわが家の防災マニュアル」の全戸配布
- (4) 土砂災害危険予想箇所図の配布

8. 自主防災組織の育成

結成状況 148団体、155,677世帯、結成率83%（H16.9現在）

9. 防災教育の推進

- (1) 市民防災意識啓発と災害ボランティア活動の普及事業
- (2) 防災教育副読本「明日に生きる」を活用して、小・中学校では防災教育
- (3) 文部科学省指定健康教育総合推進モデル事業

10. 消防力の充実・強化

- (1) 震災対応車両の整備（平成7年度）
- (2) 高度救助用資機材の整備（平成8年度）
- (3) 消防団防災資器材の整備（平成7年度～10年度）
- (4) 消防緊急情報システムの導入（平成9年4月1日運用開始）
- (5) 通信施設の整備（全国共通波）（平成8年度）
- (6) 医療機関との通信体制の整備（専用回線）（平成8年度）
- (7) 耐震性防火水槽の整備（平成15年度末現在、公設458基、私設912基、計1,370基）
- (8) 平成11年12月 西宮浜消防出張所の開庁

第1節 都市の防災機能の強化

1. 地域防災拠点の整備

- (1) 地域防災拠点（南部） 津門中央公園、西宮中央運動公園
- (2) 地域防災拠点（北部） 塩瀬中央公園、山口中央公園、流通東公園
- (3) 地区防災ブロック 中学校区（20）を単位として食糧・物資や水を確保

2. 活断層、液状化等の地盤調査の実施

- (1) 西宮市版の活断層図、液状化評価図、表層地盤図としてまとめ公表済み

3. 井戸分布調査

- (1) 井戸水の活用を図るため、所有者の協力を得て市内の約300カ所の井戸の水質を調査し「震災時協力井戸」として位置付けしている。

第2節 災害に強い建築物等の整備、誘導

1. 公共施設の耐震性の強化

- (1) 新たに建設する公共建築物の耐震性能の確保
- (2) 既存公共建築物の耐震性能の確保
一般庁舎及び教育施設74施設のうち、50施設の耐震診断を行い、そのうち11施設の耐震改修を実施した。

2. 建築物の耐震性向上の誘導

- (1) 震災に強いまちづくり条例等により、建築物等の耐震化・不燃化に努めるよう指導。

3. 道路・鉄道の高架構造物の耐震性の点検、強化

- (1) 市が管理している道路高架構造物は、中津浜線のJR跨線橋と小曾根線の小曾根跨橋であり、それぞれ補修工事や耐震補強を実施した。（平成7年度施工）
- (2) 鉄道の既設構造物の耐震対策については、震災後に発令された耐震省令により、5年以内に耐震性能の向上対策及び橋梁の落橋防止対策を実施することが義務づけられ、実施計画に基づきほぼ対策を完了している。

4. 雨水・太陽熱等の利用促進

- (1) 渇水時や非常災害時における水資源（散水・生活用水）確保のため、市営住宅や学校園の基礎部分等に雨水貯留槽を設置し、雨水利用設備として活用できるように整備した。
- (2) 津門中央公園の整備においてソーラー発電設備（太陽光発電設備）を設置し、便所棟の照明・ポンプ設備の動力に活用するなど自然エネルギーの利用促進を行なった。

5. 防火・準防火地域の見直し

- (1) 平成8年12月 防火地域・準防火地域の見直し
国道2号沿道について、防火地域の指定とともに建物の最低高さを定める高度地区を指定し、延焼遮断帯の形成を図るため、平成9年1月から建物の不燃化を促進するための助成制度（不燃化促進事業）をスタート。

6. 危険宅地防災事業・急傾斜地崩壊等対策事業の支援

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 被災宅地二次災害防止対策工事助成金交付制度 | 5件 |
| (2) 既成宅地等防災工事資金融資斡旋制度 | 7件 |
| (3) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 | 21箇所 |

7. 砂防、地すべり対策の促進

宝生ヶ丘、高座町で地すべり対策が、観音谷川をはじめ4カ所で砂防対策を行った。

第1節 地域産業の再生・復興

1. 仮設共同店舗設置に対する補助

- (1) 仮設共同店舗設置補助事業 8団体

2. 共同施設等の復旧補助

- (1) 仮設共同施設設置補助事業 5団体
 (2) 共同施設復旧補助事業 18団体

3. 卸売市場の整備

被災した卸売市場の再建のため、鳴尾浜埋立地における3市場統合整備に向けて調整を進めたが、業界内部での合意形成が得られず、平成9年7月、移転統合整備案は白紙に戻った。このことから西宮地方卸売市場では、開設者である西宮市場株式会社と市場内業者で構成する西宮西卸売商業協同組合が現地単独再建に向けて協議を進め、新たな流通形態の変化にも対応できる市場とするための整備案をまとめたが、実施までには至らず平成13年12月31日をもって西宮地方卸売市場は廃止となった。

4. 協業化、共同化、業種転換への支援

- (1) 「小売商業店舗等共同化事業補助制度」を平成6年度に発足。
 a. 本補助制度の適用第1号は、「ピバ甲子園」（平成7年12月6日オープン）、県下の全壊小売市場本格復興第1号。
 b. 本補助制度の適用第2号は、「川東ショッピングセンター」（平成8年6月28日オープン）。

5. 中小企業融資制度の特例措置

- (1) 震災により甚大な被害を受けた中小企業者に対し、早期復旧・復興を図るため、国・県・市で地震災害特別融資を実施した。
 a. 国民金融公庫 災害復旧貸付
 b. 商工組合中央公庫 災害復旧貸付
 c. 中小企業金融公庫 災害復旧貸付
 d. 兵庫県 緊急災害復旧資金
 e. 西宮市 災害復興資金 融資件数 3,042件

6. 産業復興支援・診断相談事業

- (1) 産業の復興に向けて関係団体等と連携して総合相談窓口を設置
 (2) 市に融資アドバイザーを配置（被災した中小企業からの資金面の相談等）
 (3) 被災した団体に専門家を派遣 28団体に延べ133回派遣

7. 国、県、関係機関と連携した情報の収集と提供

国、県等の各種施策、労働・雇用関係情報を関係機関等へ迅速かつ広範に提供。

8. 震災に係る各種労働相談の実施

- (1) 労働相談を充実。（引き続き実施中）
 平成15年度までの相談件数 3,164件

第2節 新しい産業活力づくり

1. 地域の特性を生かした新たな産業の振興

- (1) 西宮北口地区
平成13年春 再開発ビル「ACTA西宮」が開館
南地区に芸術文化センターを建設中
- (2) 阪神西宮駅南地区
駅舎のエピスタ西宮、再開発ビルのエイヴィスプラザ、西宮中央商店街などがそれぞれに特色を出すことによりこの地区全体の商業の活性化が期待される。
- (3) 酒蔵地帯
平成9年9月20日 「第1回 西宮酒ぐらルネサンス」開催
テーマは、本市の持つ資源「宮水」「酒」「人形芝居」。
第2回からは、阪神西宮駅南の商店街のイベント「フェスタえびす」と一体となって開催され、年毎に多くの人々が参加するイベントとして定着しつつある。

2. マルチメディアを活用した商工業の振興

- (1) 西宮浜産業交流会館においてOA研修や情報セミナーなどを実施。
- (2) インターネット等により様々な情報を提供。
- (3) 平成12年度より市内企業の基礎情報を把握し、データベースとして整備
- (4) 希望する企業等については、商品・サービス等を紹介するホームページを作成し、一般市民や企業に広く情報発信。

4章

魅力ある地域社会の創出

第1節 支え合う地域コミュニティの形成

1. コミュニティ協会事業の再構築

- (1) 地域情報誌「宮っ子」の発行
平成7年3月～5月号は休刊
平成7年6月号から復刊し、市民が求めている震災関連情報の発信に努めた。
平成8年度から、発行回数は年10回。

2. 地域集会施設の復旧

- (1) 地域の自治組織が設置するコミュニティ施設の建設
阪神・淡路大震災復興基金が一定の額を助成するもの。
事業期間は、平成12年度までで、完成施設は16カ所である。
- (2) 自治会・町内会等が、自ら集会施設を新築・改築もしくは改修又は購入しようとする場合に、その費用を補助する制度。
昭和62年より施行。震災後、16団体に対し補助を行った。
当該施設が市民の葬儀にも利用されることが助成の条件。

3. ボランティア活動の促進

- (1) ボランティア制度の整備
 - a. 地区ボランティアセンターを設立。
 - ① 社会福祉協議会支部、分区が主体
 - ② 平成16年3月末現在、地区ボランティアセンター数は32カ所、登録されているボランティアは2,440名にのぼり、要援護高齢者への直接支援活動（見守り、家事援助、外出介助等）のほか、福祉に関する相談、ボランティアコーディネート、ボランティアの発掘、養成、福祉活動の啓発等を行っている。
- (2) ボランティア活動の支援
 - a. 平成9年4月、「西宮学生ボランティア交流センター」を設立。インターネットを活用したボランティア情報を収集提供し、効果的なコーディネートとネットワークの推進を図っている。

第2節 教育活動の充実

1. 学校園の復旧

- (1) 平成6年度
改築、補強を要する校舎について計画案を立案。
損傷を受けた学校園については、応急工事の実施。
- (2) 平成7年度
香櫨園小・苦楽園小・広田小の校舎棟の補強工事が完了。
年度末には大社幼稚園の園舎の改築工事が完了。
- (3) 平成8年度
上ヶ原小・上ヶ原南小・甲東小・香櫨園小・上ヶ原中・甲陵中・苦楽園中及び西宮高校の改築復旧工事、段上小・西宮高校の補強工事及びその他の補修復旧工事並びに設備復旧工事を実施。
- (4) 平成9年度
上ヶ原南小・上ヶ原中・西宮高校の運動場補修等復旧工事、甲陵中屋外整備工事及び西宮高校運動場整備工事を最後に平成9年8月末に全ての災害復旧工事が完了。

- (5) 平成10年度
4月 マリナパークシティの中に、西宮浜小・西宮浜中学校を開校。

2. 心のケア

- (1) 教育復興担当教員
被災した児童生徒に対する心のケアや防災教育の充実を図るなど、教育復興を積極的に推進している。
- (2) 学校精神保健コンサルテーション
心のケアを必要とする子どもへの対応のあり方について、精神科医等の専門家が学校に出向き、指導や援助を実施している。
- (3) スクールカウンセラー
震災後の心の問題、不登校、暴力行為、いじめ等に悩む子どもたちの心の相談等に応じるほか、教職員や保護者への助言にあたるため、文部科学省が「心の専門家」であるスクールカウンセラーを全国の小中高等学校に派遣し、心のケアのあり方について調査研究を行っている。

3. 防災教育、ボランティア教育の実施

- (1) 市内の小・中・高等学校・養護学校では、年間1～5回避難訓練を実施。
その内容としては、火災・地震及び東南海・南海地震を想定した津波。
また、全小学校の半数では、児童の引渡し訓練を実施。
- (2) 市教育委員会や兵庫県教育委員会作成の「学校防災マニュアル」に基づき、各学校園では防災計画を作成。
全小・中学校の半数では、避難所運営をも含めた学校独自の災害対応マニュアルを作成。
- (3) 日本国内はもとより世界各地の災害に対して、各校では児童会や生徒会が中心となって募金活動に取り組んでいる。
- (4) 慰霊碑の清掃作業や地域の清掃等特徴的なボランティア活動も継続して実施。

第3節 文化・スポーツの振興

1. 社会教育施設の復旧

- (1) 平成6年度
全ての施設について危険回避の応急復旧工事を行うとともに、一部の施設について補修復旧工事を行った。(公民館17館、社会体育施設6館、その他の教育施設6施設)
- (2) 平成7年度
年度末には全ての災害復旧工事を完了した。
(公民館19館、社会体育施設7館、その他の教育施設10施設)

2. 文化施設の整備(市民会館の復旧)

市民会館は、自衛隊の出動や遺骨の引き取り場所となったほか、市の災害復旧関係事務所に利用され、会議室の一部は平成7年6月30日まで使用された。復旧工事は平成8年3月完了。半数以上の会議室が、平成8年4月6日から平成9年10月31日まで第7仮設庁舎として利用された。

3. 文化財の復旧・修理

- (1) 全壊した指定文化財は指定解除
岡太神社本殿(西宮市指定)と旧辰馬喜十郎内蔵・店(西宮市・兵庫県指定)
- (2) 損傷した国指定文化財5件、県指定文化財3件、市指定文化財8件については修理を行った。
- (3) 指定文化財の修理は、平成10年度に完了。

4. 文化・スポーツ活動の振興

- (1) 追悼と励ましの集い～ハンドベル演奏・合唱・落語～（H8.1.21）
- (2) 震災復興ユニセフカップ西宮国際ハーフマラソン
- (3) 阪神淡路大震災関連資料展
- (4) 頑張ろうコンサート（H7.5.5）
- (5) ひびけ歌声 友情コンサート（H8.4.21）
- (6) 元気を出して歌おう会（H7.6.3）
- (7) 第九シンフォニーを歌うつどい（H7.8.20）
- (8) ピッコロ劇団被災地激励公演「学校ウサギをつかまえる」（H7.11.3）
- (9) 阪神淡路大震災1.17追悼コンサート
- (10) 西宮邦楽コンサート
- (11) 「悲しみをこえて～祈りと喜びと」1・17市民のつどい（H8.1.17）

第4節 コミュニケーション環境づくり

1. パソコン通信「情報倉庫にしのみや」のインターネットへの接続と利用

- (1) 平成元年 パソコン通信「情報倉庫にしのみや」を開設、平成9年3月にはホームページを開設した。
- (2) 平成10年度には、全国初のインターネットと地図情報システムを活用したWebGIS「地図案内サービス（道知る兵衛）」の開発・稼動。
- (3) 平成11年度には、「西宮市議会会議録検索システム」を稼動、「西宮市例規集検索システム」なども開設。
その後も、ホームページ「高齢者あんしんネット西宮」や「西宮市選挙開票管理システム」を開発。
- (4) 平成15年度には従来の基幹系行政情報システムと地域公共ネットワークを活用した地域情報システム及び教育情報システムが連携した「西宮市総合行政情報システム」が完成。

2. CATVの機能拡張

- (1) CATVの活用について、市では平成9年度に番組送出用機器を市広報課へ移設し、本庁舎内から直接スーパーインポーズや生放送での災害等緊急情報を提供できるシステムを整備。
- (2) 平成8年度に市南部エリアへのケーブル敷設が完了、また平成15年度には北部地域への敷設が完了し、行政チャンネルは、ほぼ市全域で視聴できるようになった。
- (3) ㈱ケーブルビジョン西宮（平成4年開局、現在㈱ベイ・コミュニケーションズ）では、平成11年9月にインターネット接続事業を開始。

3. コミュニティFMの開局に対し、行政情報の提供など必要な支援を実施

- (1) 平成10年3月にコミュニティ放送局「さくらFM」が開局。
市と局の間で緊急時における災害情報放送協定を締結し、これまでに集中豪雨時の避難勧告等を実施。

5章

環境と調和した、美しいまちづくり

第1節 環境との共生

1. 環境型都市づくりの促進

平成9年8月末 東部総合処理センターを閉鎖

平成9年9月1日 西部総合処理センターを稼働

このセンターでは、ごみの適正処理、資源回収とともに、エネルギー活用の推進を図るため、6,000キロワットの蒸気タービン発電機で発電を行い、場内での使用電力を賄い、総発電量の約半分にあたる余剰電力を電力会社に売却している。



西部総合処理センター

平成11年5月1日 粗大ごみ展示・活用施設（通称：リサイクルプラザ）をオープン。

平成10～12年度 西部工場では、ダイオキシン対策として、排ガス処理設備の改修工事を行った。

2. 環境学習、環境意識の啓発

市は、平成15年12月、「市民」・「事業者」・「行政」の参画・協働により全国初の「環境学習都市宣言」を行った。環境学習都市宣言の5つの行動憲章「学びあい」、「参画・協働」、「循環」、「共生」、「ネットワーク」に基づき、各主体が家庭、地域、職場などにおける自主的な環境学習を通じ持続可能なまちづくりを推進する。

第2節 うるおいのある都市景観の形成

1. 被災した都市景観形成建築物など景観資源の修復

本市の「都市景観形成助成事業」による修復保全への財政的支援のほか、阪神・淡路大震災復興基金の「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」及び「歴史的建造物修理費助成事業」を活用し、本市が指定している都市景観形成建築物のほか、歴史的建築的価値の高い建築物が修復保全されるよう10施設に対し財政的支援を行った。

2. 景観デザイン誘導による街並み景観の形成

阪神・淡路大震災復興基金を積極的に活用し、宮水・酒蔵地帯において従来の特徴あるまちなみの再生を図った。

6章

市街地の復興

第1節 市街地の面的復興整備

1. 土地区画整理事業

(1) 森具震災復興土地区画整理事業

面積	10.5ha	
施行者	西宮市	
施行年度	H6～13	
公共施設	鳴尾御影西線、大浜老松線、森具線、森具公園	
経過	都市計画決定	平成7年3月17日
	事業認可	平成8年2月28日
	仮換地指定	平成8年11月30日
	工事着手	平成9年1月17日
	換地処分公告	平成13年10月26日



森具震災復興土地区画整理事業

(2) 西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業

面積	31.2ha	
施行者	西宮市	
施行年度	H6～17	
公共施設	北口線、武庫川広田線、車庫北線、高木2号線、高木公園	
経過	都市計画決定	平成7年3月17日
	事業認可	平成8年11月8日
	仮換地指定	平成9年10月31日
	工事着手	平成9年2月
進捗状況	物件移転	96%
	工事関係	90%

(3) 西宮北口駅南土地地区画整理事業

面積	9.2ha	
施行者	西宮市	
施行年度	H4～16（19までに変更予定）	
公共施設	球場前線、北口駅前線（駅前広場含む）、北口線、津門川左岸線、高松公園	
経過	都市計画決定	平成4年7月3日
	事業認可	平成5年1月25日
	仮換地指定	平成6年6月3日
	工事着手	平成7年9月
進捗状況	物件移転	93%
	工事関係	54%



(4) 段上特定土地地区画整理事業

面積	40.3ha	
施行者	西宮市	
施行年度	H6～17	
公共施設	甲子園段上線、北段上線、段上公園外3カ所	
経過	都市計画決定	平成6年11月4日
	事業認可	平成7年11月10日
	仮換地指定	平成9年2月3日
	工事着手	平成8年7月17日
進捗状況	物件移転	99%
	工事関係	98%

(5) 甲東瓦木第一特定土地地区画整理事業

本事業は昭和63年度に仮換地指定を行い工事に着手し、平成5年度に概成したが、被災したため、構造物の補修工事、再測量を行った。

面積	33.4ha	
施行者	西宮市	
施行年度	S62～H12	
公共施設	甲東瓦木1号・2号線、武庫川広田線、あらかきの森公園外5カ所	
経過	都市計画決定	昭和42年11月14日
	事業認可	昭和62年9月1日
	仮換地指定	昭和62年12月
	工事着手	昭和63年1月
	換地処分公告	平成10年10月30日

2. 市街地再開発事業

(1) 西宮北口駅南西第一地区第一種市街地再開発事業

面積	3.3ha	
施行者	市街地再開発組合	
施行年度	H7～13	
施設建築物	超高層のA棟（地下1階、地上31階、426戸）は組合施行 中高層のB棟（地下1階、地上17階、202戸）は兵庫県住宅供給公社（特定優良賃貸住宅） C棟（地下1階、地上14階、130戸）は市が整備（市営住宅） 駐車場	
公共施設	球場前線、両度緑地	
経過	都市計画決定 平成7年12月27日 組合設立の認可 平成8年9月17日 権利変換計画の認可 平成9年1月28日 建築工事に着手 同年7月 完 成 A棟は平成12年10月末 B棟は平成11年6月末 C棟は平成11年2月末 再開発組合が解散 平成13年12月4日	

(2) 西宮北口駅南地区10街区第一種市街地再開発事業

面積	0.45ha		公益的施設	延床面積
施行者	市街地再開発組合		中央公民館	2,400m ²
施行年度	H7～12		プレラホール	1,600m ²
施設建築物	住宅・店舗・事務所・公益的施設・駐車場		男女共同参画センター	1,400m ²
経過	都市計画決定 平成7年4月28日 組合設立の認可 平成8年3月22日 権利変換計画の認可 平成9年12月17日 建築工事着手 同年12月27日 建物竣工 平成12年8月末 再開発組合が解散 平成13年8月10日			

(3) 西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事業

面積	3.3ha	
施行者	都市基盤整備公団	
施行年度	H6～14	
施設建築物	住宅・店舗・業務・公益的施設・駐車場	
公共施設	北口線、車庫北線、北東駅前線、北口町1号線、駅前広場	
経過	都市計画決定	平成7年3月17日
	事業計画の認可	平成8年5月7日
	管理処分計画の認可	平成9年3月6日
	工事着手	平成10年3月
	建築工事完了公告	平成13年4月2日
	街路工事完了公告	平成15年3月31日

公益的施設		延床面積
東棟	北口図書館	3,390m ²
	大学交流センター	1,430m ²
	市民ギャラリー	1,570m ²
西棟	保健福祉センター	2,020m ²
	消費者センター	660m ²
	北口地区市民センター	230m ²



(4) 阪神西宮駅南第一地区第一種市街地再開発事業

面積	0.5ha	
施行者	市街地再開発組合	
施行年度	H9～16	
施設建築物	住宅・店舗・駐車場	
経過	都市計画決定	平成10年3月3日
	組合設立	平成11年3月26日
	建築工事着工	平成13年8月
	竣工	平成15年11月



(5) 六湛寺東地区第一種市街地再開発事業

面積	1.45ha	
施行者	市街地再開発組合	
施行年度	H4～11	
施設建築物	住宅・店舗・事務所・駐車場	
公共施設	用海線	
経過	都市計画決定	平成4年7月3日
	組合設立の認可	平成5年11月1日
	権利変換計画の認可	平成6年10月14日
	建築工事着手	平成7年9月26日
	竣工	平成10年3月30日
	組合の解散	平成11年8月

公益的施設	
駐車場	14,885m ² 443台



3. 密集住宅市街地整備促進事業及び住宅地区改良事業

(1) J R 西宮駅北地区（密集住宅市街地整備促進事業・住宅地区改良事業）

- 道路の新設、現行道路の拡幅、緑地公園の整備など公共施設を充実するとともに、348戸の住宅を建設。

また、阪神・淡路大震災復興基金の利子補給制度が密集住宅市街地整備促進事業地域へも適用となり、自力再建も促進することとなった。

密集住宅市街地整備促進事業（平成7年8月22日に大臣承認）

住宅地区改良事業（平成7年9月14日に地区指定）

事業計画の認可（同年10月2日）

平成13年度で、建設用地・道路用地・公園用地等を合わせた取得面積が、23,234.46㎡と、整備もそれぞれ100%となり、事業は完了。

住宅建設

名 称	構造・階数	戸 数	完成年度	備 考
神明1号館	R C 5階建	30戸	平成8年度	駐車場設置台数11台
神明2号館	S R C 9,10階建	152戸	平成10年度	駐車場設置台数54台の内43台完成 集会所95㎡ 防火水槽100 t
神明3号館	R C 5階建	30戸	平成9年度	駐車場設置台数11台
中殿町住宅	S R C 9,10階建	69戸	平成11年度	駐車場設置台数21台 集会所94㎡ 防火水槽40 t
津田町住宅	R C 6,7階建	67戸	平成11年度	駐車場設置台数27台 集会所99㎡ 備蓄倉庫51㎡

(2) 森具地区（密集住宅市街地整備促進事業）

密集住宅市街地整備促進事業（平成7年12月20日 大臣承認）

従前居住者用賃貸住宅（コミュニテイ住宅66戸）と地区集会所を建設。

弓場町住宅 1号棟	構造規模 完 了	R C 5階建 平成9年9月	1 D K 24戸、3 D K 12戸	計 36戸
弓場町住宅 2号棟	構造規模 完 了	R C 5階建 平成11年2月	2 D K 15戸、3 D K 15戸	計 30戸
森具集会所	構造規模 完 了	R C 平屋建 平成11年2月	約100㎡	

4. 住宅市街地総合整備事業

(1) 西宮北口駅北東地区

住宅市街地総合整備事業（平成7年3月17日 大臣承認）

従前居住者用賃貸住宅（255戸）を建設。

整備計画

高畑町住宅	構造規模 完 了	R C 10階建 平成10年2月	1 D K 20戸、2 D K 80戸、3 D K 100戸	計 200戸
薬師町住宅	構造規模 完 了	R C 5階建 平成10年2月	1 D K 40戸、2 D K 15戸	計 55戸

第2節 道路交通のネットワーク化等

1. 国道176号の拡幅整備の促進

事業区間 西宮市山口町から宝塚市栄町間 延長10.56km
計画幅員21～24mの4車線

昭和60年4月から事業着手。山口町地区、J R西宮名塩駅前部、新生瀬大橋～宝塚市栄町間など計4.4kmが供用開始引き続き名塩道路の早期整備に向けて要望中。

2. 山麓バイパスの整備

兵庫県の復興計画の中で格子型高規格道路網（6—6軸）として位置づけ宝塚市境から本市南部市街地の山麓を通り、神戸市東部を結ぶ山麓線の整備に向けた取り組みを県に要望。

3. 南北高規格道路の整備（西宮北有料道路の南伸事業）

甲寿橋交差点の立体化を図る西宮北有料道路の2期事業
平成12年度から事業着手され、平成16年3月に供用開始。

4. 阪神高速北神戸線の整備促進

有馬口出入路から西宮山口ジャンクションまでの5.3kmが平成15年4月に供用開始され、全線開通した。

5. 臨海埋立地のアクセス整備

湾岸側道の全線4車線化と大阪・神戸への延伸を促進、阪神高速道路湾岸線の六甲アイランド以西の早期事業化及び浜甲子園線南伸について要望。

芦屋浜から神戸市深江浜間の湾岸側道を平成16年度の完成を目途に建設中。

6. 鳴尾御影西線

事業区間 森具区画整理界～芦屋市境 延長305m 幅員15m
阪神本線～建石線 延長178m 幅員15m
駅前線～阪神本線 延長46m 幅員12m

平成12年3月末に森具区画整理界～芦屋市境の工事が完成し、平成14年7月末に阪神本線～建石線の工事が完成した。また、平成16年3月末に駅前線～阪神本線の工事が完成し、事業が完了した。

7. 建石線（県道）

事業区間 国道2号～南郷町 延長797m 幅員20m
南郷町～北名次町 延長658m 幅員20m
北名次町～神原 延長186m 幅員20m

平成16年3月末時点で、国道2号～南郷町では用地買収率100%、南郷町～北名次町では約99%、北名次町～神原では約94%であり、延長約600mの区間で工事が完成した。

現在、J R神戸線交差部等で工事が進められている。

8. 山手線

事業区間 神園町～新甲陽町 延長810m、幅員17～18m

事業着手に向けて各種調査を行うとともに、地元との協議に努めている。

9. 山手幹線

事業区間 尼崎市境～甲子園口北町 延長414m 幅員22～34m
国道171号～夙川 延長933m 幅員22m
大浜老松線～芦屋市境 延長603m 幅員22m

平成11年8月末に国道171号～建石線（県道大沢西宮線）間の工事が完成した。

平成14年5月末に武庫川橋梁（山手大橋）が完成し、尼崎市境～甲子園口北町間の事業が完成した。また平成15年7月に、建石線～夙川の工事が完成し、これまでの整備済み区間を含めて、尼崎市境の武庫川から阪急夙川駅西側の大浜老松線までが開通した。

現在、平成18年度末の全線開通を目指し、大浜老松線～芦屋市境の用地買収等を進めている。この区間の平成16年3月末時点の用地買収率は約87%である。

10. 甲子園段上線

事業区間 段上土地区画整理事業界～仁川口橋 延長241m 幅員16.5～17m

平成14年3月末に工事が完成し、事業が完了した。

11. 今津西線

事業区間 国道171号～岡田山 延長847m、幅員16m

平成8年度から国道171号以北の未整備区間の工事に取り組み、平成10年3月末に工事が完成し、事業が完了した。

12. 西福河原線

事業区間 山手幹線～国道171号 延長634m、幅員15m

平成16年3月末時点の用地買収率は73.0%で、延長125mの区間で工事が完了した。残る区間も用地買収を完了した区間から順次工事に着手する予定。

13. 日常の生活道路や災害時における避難路として整備

- (1) 市民生活に直結し、日常の生活道路や災害時における避難路として利用される区画道路については、土地区画整理事業等の中で整備を進めている。
- (2) 震災後の住宅再建にあわせて4m未満の道路の拡幅整備を行っている。
- (3) 平成7年度から平成15年度までの施行件数268路線、施行延長5,134m。

14. 県事業による阪神本線（甲子園～武庫川）連続立体交差事業の推進

事業区間 甲子園駅から武庫川までの区間 約1.9km

兵庫県を事業主体として鉄道の高架化を推進する。

平成15年3月7日	都市計画決定
同年9月17日	事業認可を得て事業用地の測量と支障となる建物等の調査を実施。
平成16年度	用地補償交渉を開始
平成20年度	仮線工事等を予定

第3節 港湾の整備

1. 防潮堤、西宮大橋等港湾機能の早期回復

平成9年度までに全て完了。特に当初復旧工事に2年が必要といわれた西宮大橋は、震災から11カ月を経た平成7年12月に暫定的に供用開始され、平成8年5月には耐震補強をして完全復旧した。



復旧した西宮大橋

2. 西宮浜埋立地、甲子園埋立地での耐震強化岸壁の整備

鳴尾浜で効果を発揮した耐震岸壁が西宮浜及び甲子園浜で重点的に整備された。

3. 都市開発用地等の確保（ガレキの有効活用による鳴尾地区船溜りの埋立て）

卸売市場の移転用地として県企業庁によって進められてきた鳴尾船溜りの埋立工事が平成9年11月に竣工した。平成13年に食品関連会社を取得し、平成14年から営業を開始した。

4. 西宮沖地区埋立計画の促進

広域防災拠点は、県が阪神間各市エリアを対象として西宮沖地区に設置を計画しているもので、食糧や資機材の備蓄、広域からの救護・応援要員並びに緊急物資・復旧物資の集積拠点として機能する。また、ヘリポート等の整備も計画している。なお、県は広域防災拠点を整備するまでの間、災害時の物資等の広域輸送拠点として甲子園浜海浜公園を位置づけしている。

第4節 水と緑のまちづくり

1. 緑地軸の形成

市の中央部を流れる御手洗川、東川を防災緑地軸として防災拠点ネットワークの中心とし、緑地軸上に防災拠点となる西宮中央運動公園と津門中央公園を配置して、災害に強い防災ラインとする計画である。

平成8～10年度に津門中央公園を整備したほか、情報拠点（市役所・警察署など）周辺の整備として平成10年度に六湛寺公園、用海線（国道2号～阪神電鉄本線）を、平成11年度に神明公園・神明緑地を整備し、平成12年度には中須佐公園の拡張を行った。

平成13年度には山口春道公園の整備、平成14年度には六湛寺公園の拡張整備、山口樋ノ谷公園の整備のほか、高木公園の整備に着手し、平成15年度には高木公園が完成している。また、同年度に生瀬東町公園、上大市4丁目公園の整備を行っている。

2. 地域防災公園の整備

平時には市民の憩いの場となり、災害時には市民の一時避難場所として利用できる防災公園等として、津門中央公園の整備を行った。

昭和21年に都市計画決定（平成10年3月末都市計画決定面積4.4ha）されている。平成8年度に酒蔵通りと43号線との間の用地買収（24,862.4m²）を行うとともに、南部地域の地域防災拠点として、避難所等に輸送する物資の集配拠点や一時避難の場として耐震性貯水槽（200t）やソーラー発電設備を備えた公園として整備を行った。また、河川散策路として、平成9年度は酒蔵通り以南の東川と津門川沿いを、平成10年度は国道43号と酒蔵通り間の津門川沿いの整備を行った。今後は、防災センター機能を有する公園センターの整備を図る。

3. コミュニティ防災公園の整備

震災時の一時的避難地や初期消火活動基地を住民の身近に配置し、安全な避難やきめ細かな救援活動を可能とするためコミュニティ防災公園の整備を図る。西田公園(0.09ha)、六湛寺公園(0.46ha)、森具公園(0.53ha)、高木公園(1.0ha)の整備を行った。

4. 震災復興記念公園(メモリアルパーク)の建設

震災の教訓を風化させることなく後世に伝えるとともに、震災犠牲者の慰霊の場として、奥畑に公園と追悼之碑を整備した。犠牲者1,146人の遺族に文書照会し、刻名希望のあった1,081人を追悼の碑に刻名している。公園面積は4,932㎡(水道局用地の買収2,424.0㎡、借地2,508.0㎡)、芝生広場、多目的広場、板石舗装、藤棚、便所、植栽があるほか、犠牲者追悼之碑(高さ約3m、長さ約8m)と碑文、震災記録、震災陶板写真が設置されている。平成10年1月17日(土)、阪神・淡路大震災犠牲者追悼之碑の除幕及び追悼式を執り行なった。

5. 地域と防災公園を結ぶ避難路の緑化

災害時の避難路となる幹線道路沿いに、路線ごとに特色ある樹種を選定し、植樹している。

6. 市・市民・事業者が役割を分担して進める都市緑化

- (1) 生垣助成事業
- (2) 宅地内緑化助成
- (3) 寄贈樹木の配布
- (4) 花と緑のまちづくり事業

7. 自然緑地の保全

六甲山系をはじめとする山間部の自然緑地については、国立公園区域、風致地区、近郊緑地保全区域、「都市緑地保全法」による緑地保全地区として引き続き保全に努めるほか、これら緑地の指定拡大について検討を行う。

特に、市街地に隣接する山麓一帯の自然緑地については砂防事業と合わせて緑地の保全と育成を図る六甲山系グリーンベルト整備事業を促進する。これまで、苦楽園と生瀬地区において「防砂の施設」「緑地保全地区」の都市計画決定しており、一部の地域を除き用地買収済である。

一団の緑地でレクリエーションなどの活用が可能な場所については「都市緑地保全法」に基づく市民緑地制度による保全を図ることとしており、仁川ピクニックセンターの約32haについて、平成12年3月に土地所有者と市民緑地契約を締結し、市民に公開している。

8. 生産緑地の適正な管理

阪神・淡路大震災により、農地の有する避難地機能や延焼遮断機能等の緑地機能が再認識され、防災の観点から緑地計画を見直す必要が生じたことから、平成7年12月5日、生産緑地の追加を主な内容とする都市計画の変更を行った。平成16年3月末現在、396地区、77.39haが指定されている。

第5節 河川・下水道

1. 下水道施設の整備

災害などの非常時に下水処理施設が相互に機能を補完できるネットワーク化を図るため、連絡管路の建設を行った。

平成7～8年に枝川浄化センターと甲子園浜浄化センターとの連携を図るため甲子園中継ポンプ場から西宮幹線への接続を行い、平成9年から平成12年には枝川浄化センターと鳴尾浜浄化センターとを連絡する管路の整備を行った。

第6節 水 道

1. 水道、ガス等の施設の耐震化、耐震継ぎ手への切り換え

(1) 水道

平成7年6月 水道施設耐震化指針を策定。

平成8年3月 水道施設耐震化基本計画を策定。

平成8年度から水道施設の耐震化工事を実施中。

第1節 行財政改善等の取り組み

1. 取り組みの経緯

本市は、震災からの一日も早い市民生活の再建と都市の復興に向け、復興事業を着実かつ早期に推進していくため、厳しい財政状況のもとで緊急対応として、平成8年度から平成10年度までの3カ年にわたり、第1次の行財政改善の取り組みを行い約123億円の効果を得た。

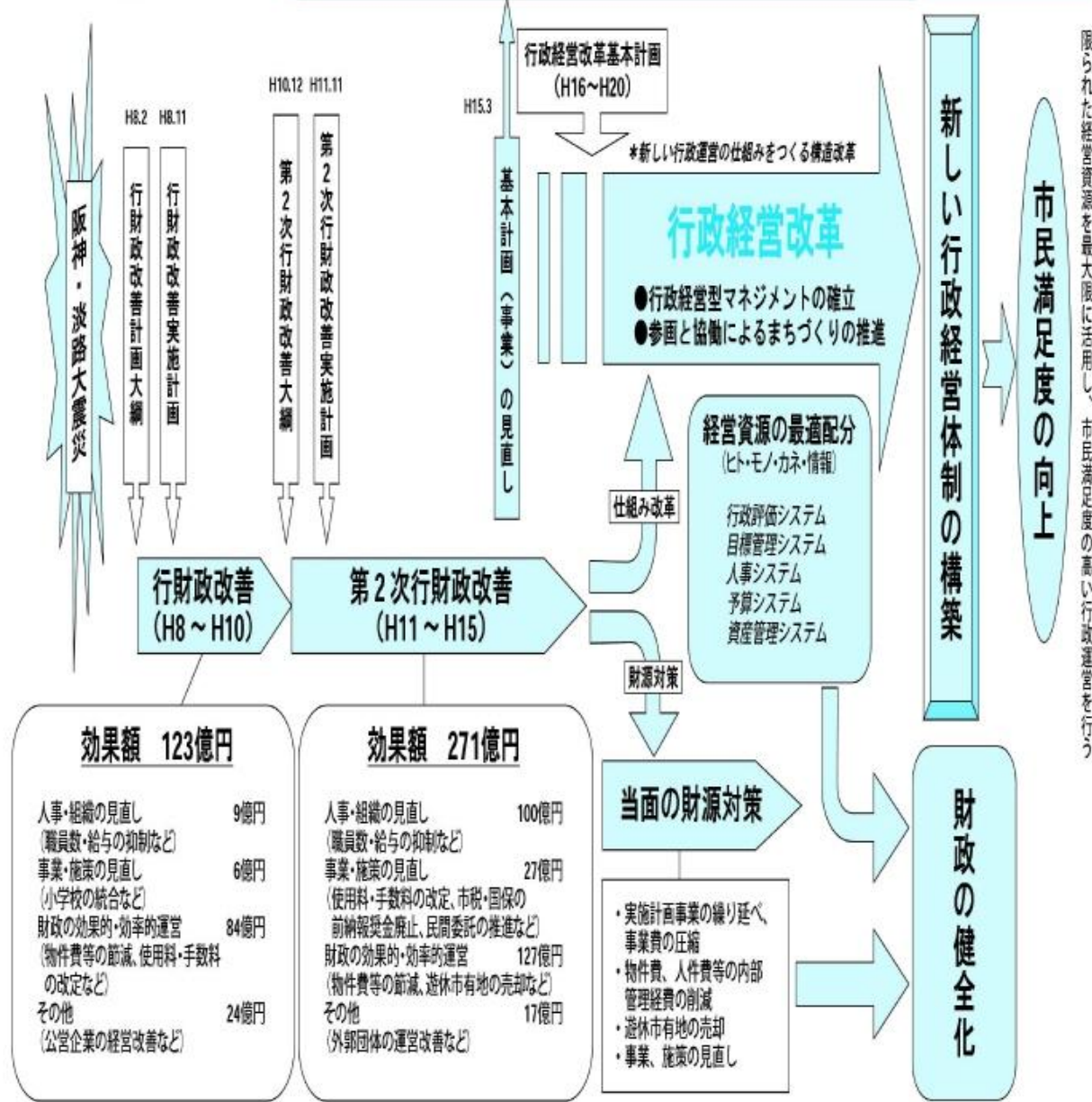
これにより当面の財政危機を回避することができたが、長引く景気の低迷などによる市税収入の伸び悩み、震災復興事業などに係る膨大な起債の償還が長期にわたって続くことなどから、平成11年度以降も大幅な財源不足が見込まれ、このまま推移すると赤字再建団体に陥ることが危惧されたため、引き続きより一層の行財政改善の取り組みが必要となった。

このため、その取り組みの指針として、平成10年12月に「第2次西宮市行財政改善大綱」を策定するとともに、平成11年11月に平成11年度から平成15年度までの5カ年を取り組み期間とする「第2次西宮市行財政改善実施計画」を策定し、市の組織を挙げて行財政改善の取り組みを行い、約271億円の効果を得た。

しかし、平成16年2月に作成した行財政収支計算では、平成17年から20年までの4カ年間で約321億円の財源不足が生じることが予測されるため、第3次行財政改善を実施することにした。合わせて人、物、金、情報といった限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行っていくため、本市の行財政運営の仕組みそのものを見直す行財政改革を推進することになっている。

年度	H6 (1994)	H7 (1995)	H8 (1996)	H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21~ (2009)
----	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------

新総合計画 (基本構想) 3カ年延長 → 第3次総合計画 → 第4次総合計画



限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行う

効果額 123億円

人事・組織の見直し (職員数・給与の抑制など)	9億円
事業・施策の見直し (小学校の統合など)	6億円
財政の効果的・効率的運営 (物件費等の節減、使用料・手数料の改定など)	84億円
その他 (公営企業の経営改善など)	24億円

効果額 271億円

人事・組織の見直し (職員数・給与の抑制など)	100億円
事業・施策の見直し (使用料・手数料の改定、市税・国保の前納報奨金廃止、民間委託の推進など)	27億円
財政の効果的・効率的運営 (物件費等の節減、遊休市有地の売却など)	127億円
その他 (外郭団体の運営改善など)	17億円

正規職員数の推移 (単位:人)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
職員定数	4,214	→	4,224	4,182	→	→	4,031	→
職員数	4,112	4,071	4,050	4,111	4,102	3,992	3,907	3,831

※各年4月1日現在で定数外を除く、H8・9は災害派遣職員を含む

第2節 国、県への要望

平成7年4月以降、現在まで政府等関係機関に対する震災復興にかかる要望は32回を数えており、市議会と連携して要望したものが5回、近隣被災市と共同によるものが8回、西宮市単独要望が19回である。他に、阪神広域行政圏協議会が2回の要望を行っている。

要望事項の大きな柱は、(1)抜本的な住宅対策 (2)被災者の生活再建支援策 (3)被災自治体への財政支援措置の3項目を重点に、個別・具体的な事項について要望してきた。その経緯は次のとおりである。

要望年月日	要望主体	要望先機関等
H7.2.2	西宮市長	内閣総理大臣
H7.2.2	西宮市長	兵庫県知事
H7.2.12	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H7.2.16	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H7.2.18	西宮市長	厚生大臣・建設大臣
H7.3.27	西宮市長	建設大臣・自治大臣
H7.4.7	西宮市長・議長	衆議院議長・政府閣僚・地元国会議員
H7.4.13	西宮市長	与党災害復興プロジェクトチーム
H7.5.12	西宮・芦屋・宝塚市長	兵庫県知事
H7.5.18	西宮・芦屋・宝塚市長	地震担当大臣・関係閣僚
H7.7.18	西宮市長	大蔵・自治・建設大臣
H7.7.27	西宮市長他被災5市長	総理大臣・関係閣僚
H7.8.17	西宮市長	兵庫県知事
H7.8.22	阪神広域行政圏協議会会長	建設・自治・厚生・国土庁長官他
H7.9.13	西宮市長・議長	国土庁長官
H7.11.17	阪神広域行政圏協議会会長	兵庫県知事
H7.11.29	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生大臣
H7.12.16	西宮市長	政府・与党合同調査団
H8.2.13	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官
H8.2.18	西宮市長・議長	内閣総理大臣
H8.2.20	西宮市長・議長	衆議院議長・大蔵・建設・厚生大臣他
H8.5.20	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官他
H8.5.31	西宮市長	社民党全国連合震災復興調査団
H8.6.12	西宮市長	衆議院震災対策特別委員会
H8.7.18	西宮市長	自民党震災復興調査団
H8.7.29	西宮市長	衆議院議長
H8.8.30	西宮市長	兵庫県知事
H8.9.5	西宮市長	環境庁長官
H8.10.12	西宮・芦屋・宝塚市長	建設・厚生・大蔵・中小企業庁長官他
H8.11.28	西宮市長	内閣官房長官・国土庁長官
H9.3.10	西宮市長	自治大臣
H9.6.10	西宮市長	自治大臣
H9.8.5	西宮・芦屋・宝塚市長	自治大臣・大蔵大臣
H9.11.28	西宮市長・議長	自治・大蔵・建設・厚生・官房長官

要望内容は、震災直後は倒壊家屋処理事業、道路等公共施設復旧事業、応急仮設住宅の大量建設など応急復旧的なものが主であった。しかし、平成7年夏ごろからは災害公営住宅の建設など住宅関連や震災に伴う地方財政対策が多くなった。

平成8年度に入ると住宅困窮者に対する住宅対策、応急仮設住宅から恒久住宅へのスムーズな転居のための対策や被災者の生活支援、そして震災復興事業にかかる地方財政支援措置の外、保健、医療、福祉対策の充実、産業の振興、防災体制の整備など要望の範囲は拡大した。

平成9年度では震災復旧復興事業に対する財政支援が主となり応急仮設住宅から恒久住宅への移行のための支援も引続き要望した。また、被災者の生活再建支援のための公的支援（個人補償）の実現についても粘り強く要望した。このような数多くの幅の広い要望を行った結果、倒壊家屋処理事業では初めて国庫補助対象になり、道路等公共施設の復旧事業での国庫補助率高上げも実現した。が、市債償還期間の大幅な延長、特別交付税等による特例的な財政支援については、期待したほどの成果は上っていない。

一方、公的支援制度については、ようやく平成10年5月被災者生活再建支援法として実現することとなった。